

手形を裏書きすると、新たに債務が発生する!?

手形を裏書きすると、

「もし不渡りになったら、その手形を買い戻します」という
遡及義務そきゅうぎむが生じます。これはとても重い責任です。

簿記は真実を記録するものですから、

こういった責任もしっかり記録しておく必要があります。

これを『**保証債務**』ほしょうさいむといい、(負債)として認識しておきます。

借方には『**保証債務費用**』ほしょうさいむひよう(費用)を計上します。

問題文に指示がある
ときだけですけどね



設例 ⑦-2

取引 ネズミの千匹屋は、カピバラ商会から商品 ¥ 100,000 を仕入れ、ウータン商店から受取っていた手形を裏書譲渡しして支払った。手形額面の2%の遡及義務を計上する。



$$¥100,000 \times 2\% = ¥2,000$$

	仕 (費用)	入 100,000	受取手形 100,000 (資産)
	保証債務費用 (費用)	2,000	保証債務 (負債) 2,000

遡及義務は、会社にとっては、いわば“リスク”です。

手形が無事決済されるか、不渡りになってしまうか、
どっちに転ぶかまだ分からない不安定な状態です。

この不安定な状態がなくなれば、『保証債務』を取り崩して、
(貸方)に『**保証債務取崩益**』ほしょうさいむとりくずしえき(収益)を計上します。

設例 7-3

取引 その後、裏書譲渡していた手形が無事決済されたので、保証債務を取り崩した。



保証債務 (負債)	2,000	保証債務取崩益 (収益)	2,000
--------------	-------	-----------------	-------

『保証債務』は、3級で学習した貸倒引当金のようなものだと思います。

100,000円に対して2%
とっていますが、“リスク”を時価評価しています。

チキチキ勘定科目

(資産)	(負債)
	(純資産)
(費用)	(収益)

- 裏書きor割引した受取手形が不渡手形になっ
ちやうリスクを時価評価
『保証債務』
- 保証債務を
計上したときには
『保証債務費用』
- 保証債務を
取り崩したときには
『保証債務取崩益』



やばそうなときには手形の更改っていう手もある

手形の不渡りを半年以内に2回やらかすと、その会社は倒産するといわれています。そこで、手形の支払期日を延ばしてもらうために、利息を払って手形を振り出し直すという方法があります。これを**手形の更改**といひます。



支払手形 (負債)	100,000	支払手形 (負債)	100,000
支払利息 (費用)	100	現金 (資産)	100

(旧)『支払手形』と
(新)『支払手形』は別物です。
相殺しちゃダメなケースですよ

『現金』(-)	(資産)	(負債)	(旧)『支払手形』(-)
		(純資産)	(新)『支払手形』(+)
『支払利息』(+)	(費用)	(収益)	

